

「えひめチャレンジプラン」推進懇話会開催要綱

(開催)

第 1 条 愛媛県総合計画～未来につなぐえひめチャレンジプラン～
(以下「計画」という。)の着実な進行管理に資するため、「えひめ
チャレンジプラン」推進懇話会(以下「懇話会」という。)を開
催する。

(所掌事務)

第 2 条 懇話会は、計画の各政策・施策の K G I の進捗状況や本県
を取り巻く環境変化等を踏まえた総合的な観点に立った意見交換
を行う。

(組織)

第 3 条 懇話会は、知事が委嘱する委員 12 人以内をもって組織する。
2 懇話会に会長及び副会長それぞれ 1 人ずつ置く。
3 会長は、委員が互選し、副会長は会長が指名する。
4 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務
を代行する。

(会議)

第 4 条 懇話会の会議は、会長が招集する。ただし、前条第 1 項の
規定により組織された後の最初の会議は、知事が招集するものと
する。
2 懇話会の会議は、会長が議長となる。

(任期)

第 5 条 任期は、令和 9 年 3 月 31 日までとする。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、企画振興部政策企画局総合政策課におい
て処理する。

(雑則)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な
事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 26 日から施行する。